

重点的な取組、共通的な取組

令和元年度の調達改善計画									令和元年度年度末自己評価結果									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的				
○		長期契約を活用した装備品等の調達	・早期警戒機(E-2D)9機の長期契約による一括調達を実施する。	・中期防衛力整備計画に示された「格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案し、我が国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努める」との方針の下、装備品等の調達において、更なる効率化・合理化を図るための取組であるため。	A+	令和元年度	・5箇年度を超える長期契約の活用により、調達コストの縮減と安定的な調達を追求 (縮減見込額:325億円 ※契約ベース)		令和元年度中	—	令和元年度	・新たに、早期警戒機(E-2D)9機の調達について、長期契約を締結した。	A	・長期契約により、14.49%(約325億円)の縮減を図ることができた。	—	—	・引き続き更なる合理化・効率化を図るため本取組を推進する。	
○			・PAC-3ミサイル用部品について、修理発生毎に取得していた修理用部品を包括契約により一括取得する。	・中期防衛力整備計画に示された「格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案し、我が国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努める」との方針の下、装備品等の調達において、更なる効率化・合理化を図るための取組であるため。	A+	令和元年度	・5箇年度を超える長期契約の活用により、調達コストの縮減と安定的な調達を追求 (縮減見込額:31億円 ※契約ベース)		令和元年度中	A+	令和元年度	・PAC-3ミサイル用部品の調達について、長期契約を締結した。	A	・長期契約により、50.1%(約31億円)の縮減を図ることができた。	—	—	・引き続き更なる合理化・効率化を図るため本取組を推進する。	
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	・防衛装備庁に設置された「防衛調達審議会」及び各地方防衛局に設置された「入札監視委員会」(いずれも外部有識者により構成される第三者機関)において、引き続き、一者応札案件についてのサンプリング調査審査を実施し、また、同会議体においてフォローアップ調査を適宜実施することにより、改善状況の把握に努め、審議内容については関係機関と共有していく。		B	平成20年度	・入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保		令和元年度中	B	—	・一者応札の案件の審議に当たっては外部有識者の助言を得て、案件を抽出し、契約毎の特性に応じた外部の視点を取り入れた審議を実施した。 ・また、外部有識者からの指摘はホームページに公表するなど透明性の確保に努めた。	A	—	・外部有識者からの指摘は、組織内で共有し、事後の契約や他の同様の契約において競争性確保の資とすることができた。 一例として、「入札参加資格の緩和」、「調達リードタイムの確保」、「分野別の発注」といった事例(有識者からの助言)が適切に共有され、活用されていた。	各四半期ごと	・一者応札を改善すべく、競争性の確保のための取組を実施しているところであるが、これらの取組は引き続き、不断に実施し、一者応札改善の推進に努める必要がある。	・引き続き、実施状況を自己評価として確認していく。
			・数多くの取引価格の比較がインターネットを利用して容易にできる大量生産品について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないかチェックし、合理的理由の存否を確認する。		B	平成30年度	・数多くの取引価格の比較がインターネットを利用して容易にできる大量生産品に係る予定価格の算定に当たっては、見積だけでなく、インターネット等を通じた価格検証を行い適正価格を追求する。		令和元年度中	B	—	・インターネットを利用して容易に比較できる大量生産品における予定価格の算定に当たっては、合理的な価格となっているか検証のうえ、適正な価格となるよう努めた。	A	・スタッドレスタイヤの調達において、インターネットを利用した価格調査実施し、約1.25%の縮減を図ることができた。	・インターネット価格より大幅に高額で調達している例はなかった。 ・インターネットを利用して容易に比較できる大量生産品について、取引の実例価格とインターネットを利用した価格検証の有効性について再認識することができた。 ・引き続き、市場価格との乖離がないかチェックを行う。	各契約時期	・適正価格の追求に係る取組を実施しているところであるが、これらの取組は引き続き、不断に実施し、価格の適正に努める必要がある。	・引き続き、実施状況を自己評価として確認していく。
○		地方支分部局における取組の推進	・汎用的な物品・役務の調達において、スケールメリットの活用や事務の効率化を図る観点から、地方支分部局の同一合同庁舎に入居する複数府省の官署間での共同調達(防衛省と他府省庁の官署で調達品目をまとめた調達)及び近隣官署間での一括調達(防衛省における近隣の地方支分部局等といった複数機関の調達品目をまとめた調達)を実施している。 ・引き続き、共同調達、一括調度を推進していくとともに、共同調達・一括調達の対象品目の拡大について検討する。 ・電力の共同調達等について検討する。		B	平成21年度	・地方支分部局の同一合同庁舎に入居する複数府省の官署間や近隣官署間で、汎用的な消耗品等の共同調達・一括調度を推進		令和元年度中	B	平成21年度	・同一合同庁舎内に入居し、複数官署にて共同調達を実施できる官署においては、すべて実施している。 ・単独庁舎であった官署において、新たに近隣他府省庁の官署とガソリン及びPPC用紙の共同調達を行った。	A	・新たに共同調達を行った官署の調達品目のうち、ガソリンについては、前年度から約5%縮減を図ることができた。	—	各契約時期	・経済性の向上の観点から、更なる対象品目の拡大が図れないか検討に努める必要がある。他方、競争性の確保の観点から、まとめた過去により競争性が阻害されていないか検証に努めることも必要である。	・引き続き、実施状況を自己評価として確認していく。
○			・電力の調達のうち、高圧区分以上(※1)については、原則、競争入札が実施されている。低圧区分(※2)については、平成28年4月から開始された電力の小売全面自由化に伴い、複数の電気事業者の参入が可能となっていることから、電力の安定供給に配慮しつつ、一般競争入札を追求するなど、引き続き、より競争性を確保した契約方式への見直しを推進していく。 ・競争入札による電力調達については、電気事業者の準備期間を確保するため、引き続き、公告時期の前倒しに努める。 ※1 低圧区分:契約電力が50kW未満 ※2 高圧区分以上:契約電力が50kW以上		B	平成28年度	・高圧区分の電力調達については引き続き一般競争入札を追求するとともに、低圧区分の電力調達については、一般競争入札への移行や複数者からの見積書徴取によるなど、より競争性を確保した契約方式への見直しを推進		令和元年度中	B	平成28年度	・高圧区分の電力調達に当たっては、電力事業者の準備期間を確保するため、公告期間を前倒しする等の工夫を行い、概ね複数者の参入を得られた。 ・低圧区分の電力調達に当たっては、可能な限り、複数者の見積りも徴取に努めた。	A	・高圧区分の電力調達において、落札から供給開始までの期間について、11週間(30年度は6週間)としたところ、応札者が2者となり約25%(約894,000円)の縮減を図ることができた。 ・低圧区分の電力調達に当たり、複数者からの見積書を徴取し競争性を高めた結果、一部の官署において3.7%(約1万円)の縮減を図ることができた。	—	4月	・低圧区分の電力調達については、規模が小さいため、少額随意契約となる場合があるが、可能な限り多くの業者から見積書を徴取するよう積極的な取組に努める必要がある。 ・	・引き続き、実施状況を自己評価として確認していく。
○		電力調達・ガス調達の改善	・ガス調達について都市ガスの小売全面自由化を踏まえて、ガスの安定供給に配慮しつつ、一般競争入札を追求するなど、より競争性を確保した契約方式への見直しに努める。 ※年間契約数量 10万㎡未満		B	平成29年度	・一般競争入札への移行や複数者からの見積書徴取によるなど、より競争性を確保した契約方式への見直しを推進		令和元年度中	B	平成29年度	・地域に小口ガスの取り扱い会社が限られていることが多いものの、可能な限り複数者の見積徴取に努めた。	A	—	・小口ガスの調達に当たり、一部の官署で複数者からの見積書を徴取し競争性を高めたが、価格の低減には至らなかった。	4月	・防衛省では小口の都市ガスの利用は限定的であった。 ・地方においては、小口の都市ガスを同一地域で複数者扱っている事業者は少なく、複数の見積書の徴取は困難であった。	・引き続き、実施状況を自己評価として確認していく。

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があつたと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
●一者応札の改善				
【一者応札となった原因等の把握】 ・応札意思のあつた事業者に対し、応札に参加しなかった要因についてのヒアリングやアンケートを実施し、一者応札となった要因の把握と分析に努める。	継続	○	一般競争の全体規模に占める一者応札の割合件数は以下のとおり。(直近5箇年度分の実績を記載) 平成26年度 25.8%(5,926/22,949件) 平成27年度 26.5%(4,226/15,962件) 平成28年度 22.4%(4,965/22,180件) 平成29年度 29.0%(5,082/17,509件) 平成30年度 26.6%(6,881/25,910件) 対前年度 ▲2.4% ※件数は地方支分部局を含む。	・引き続き左記の取組を実施することにより、一者応札となった原因把握に努めている。それは、地方を含めて、すべての官署において取組を進め、また、アンケート調査だけでなく、企業からヒアリングの機会を設け情報の把握に努めた。(本省、地方)
【発注条件や仕様書の見直し】 ・仕様書等において、競争を事実上制限するような応札条件を付さず、必要最低限の設定となるように努める。 なお、仕様書等の見直しに当たっては、複数者の参入見込みがないなかで仕様の緩和をした場合には、既存業者のみ有利となり、競争性の拡大つながらない場合があることも留意する。 ・汎用消耗品の調達に当たっては、分野の異なる調達品目をまとめて発注するのではなく、事務用消耗品などの類似分野ごとに分類して調達するよう努める。	継続	○	・汎用消耗品等の調達において、発注方法の工夫等を行った結果、価格の縮減を図ることができた。 ・一例として、 保管スペースの制限から年2回調達していたトイレトペーパーについて、保管スペースを従来より広く確保することにより、年間使用分を1回で調達することが可能となり、従来よりスケールメリットが働き、約6.4%の縮減が図ることができた。(地方)	—
【事業者の準備期間及び契約履行期間の確保】 ・公告時期を前倒すことにより、事業者の準備期間を確保することに努める。事業者の準備期間の確保に当たっては官側の事務処理期間を含めた真に必要な期間を検討のうえ設定する。 ・入札実施後の契約履行期間を確保することで、履行期間が足りず応札を断念している事業者が入札に参加できるよう、契約履行期間の確保に努める。	継続	○	(再掲) 高圧区分の電力調達において、落札から供給開始までの期間について、11週間(30年度は6週間)としたところ、応札者が2者となり約25%(約894,000円)の縮減を図ることができた。	—
【ホームページ等を活用した調達情報の積極的発信】 ・新規参入者にも配慮して、入札情報及び入札書のひな形、契約条項等をホームページに掲載するよう努める。 ・防衛省の各会計機関等の調達情報へのリンク先を防衛省ホームページ上に掲載するよう努める。 ・入札公告前の調達予定情報を事前に掲載するよう努める。	継続	○	—	・引き続き左記の取組を実施することにより、調達情報の積極的発信に努めている。 ・一例として、 調達情報の発信に当たり、防衛省のホームページに加えて、近隣の商工会議所のホームページにリンクを貼って調達情報発信に努めている。(本省、地方)
【工事契約における一者応札の改善の取組】 ・地方防衛局発注の工事契約における一者応札について、本省及び地方防衛局間で連携し、原因分析を行うなど、引き続き、その改善に努める。	継続	—	—	平成30年度に当省の登録企業を対象とした実態調査を行い、要因分析と対策を講じるべき要因を統計分析により整理した。 調査と分析の結果については、各地方防衛局等へ周知するとともに、HPにも公表し情報の発信を行った。 令和元年度においては、一者応札に対する検討及び分析を行い、考えられる対策案を整理した。 令和2年度中に対策案について各地方防衛局等へ周知するとともに、HPに公表し情報の発信を予定している。 今後も取組を継続し、他省庁及び民間の動向も注視しつつ、それぞれの要因に応じた対策の検討を進め、具体的な改善策を策定するとともに、改善策の情報の発信を行い、一者応札の改善に努める。

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があつたと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
●適切な随意契約の締結				
【適正な契約方式の適用】 ・従前の競争性のない随意契約について、発注条件や仕様書を見直すこと等により、競争性のある契約方式への移行に努める。 ・競争性のない随意契約によらざるを得ないと考えられる調達についても、各会計機関に設置された、随意契約の採用の適否を審査する会議体において、随意契約の理由とその内容を審査することにより、適切な契約方式の確保に努める。	継続	○	調達の全体規模に占める随意契約の件数の割合は以下のとおりである。(直近5箇年度分の実績を記載) 平成26年度 48.5%(22,337/46,031件) 平成27年度 56.8%(21,790/38,339件) 平成28年度 47.6%(20,850/43,799件) 平成29年度 56.5%(24,099/42,615件) 平成30年度 48.2%(25,156/52,163件) 対前年度 ▲8.3% ※件数は地方支分部局を含む。	・引き続き左記の取組を実施することにより、適正な契約方式となるように努めている。本取組は、地方を含めて、すべての官署において取組を進めている。(本省、地方)
【より適正な価格での調達に向けた取組】 ・予定価格の算定に当たっては、市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報や調達する財・サービス価格の積算構造に関する情報について、インターネットや公刊行物の確認、他省庁等への聞き取りなどの手段を用いて可能な限り収集し、適正な積算に努める。	継続	—	—	—
【少額随意契約の更なる改善】 ・少額随意契約とすることが可能な金額においても一般競争入札とすることや少額随意契約となるような様々な調達案件を集約化して一般競争入札に付することにより、競争性の確保に努める。 ・複数の官署において、少額随意契約による場合でも見積書を徴する相手方を官側から指定することなく、調達内容をホームページ等に公示し見積合せを行うオープンカウンター方式による随意契約を行うことにより、応札機会の拡大に努める。	継続	○	・オープンカウンター方式を活用した随意契約について、6官署が新たに実施し、競争性の確保に努めた。(前年度31官署)(本省、地方) ・一例として トナーカートリッジの調達において、オープンカウンター方式を採用し4者(3者⇒4者)参入の結果、約2%の縮減を図ることができた。(地方)	—
●契約制度の改善				
【随意契約の見直し】 ・およそ競争性が期待できない防衛装備品の調達において、形式的な入札等を行い、結果として、一者応札を繰り返すことは適正性、効率性合理性及び経済性のいずれも満たさないと考えられることから、詳細な見積内訳等の提出が担保でき、より適正な予定価格の算定が可能となるなどその合理性を見込み、契約相手方が一者に限られる契約について、随意契約の対象として類型化を実施している(例えば、外国企業からの実施権の取得者が一者に限られる防衛装備品のライセンス国産等)。 ・随意契約の実施にあたっては、常統的に新規参入者の有無を確認することで、透明性・公正性に努める。	継続	—	—	—
【インセンティブ契約制度の促進】 ・企業からコスト低減に向けた意欲を引き出すため、企業が契約締結時に念頭に置いていなかった技術等によるコスト削減策を提案し、防衛省に採用された場合に、コスト削減効果の一部をインセンティブ料としてコスト削減後の契約価格に加算する制度を実施し、その促進に努める。	継続	—	・令和元年度においては、4件のインセンティブ契約制度を活用したコスト低減の提案を受けた。 ・一例として、 潜水艦用リチウムイオン電池の製造工程の一部において材料使用の効率改善による合理化によって、1式あたり、377,650,000円のコスト削減を図ることができた。(本省)	・引き続き左記の取組を実施することにより、コスト削減に努める。
●汎用的な物品役務における共同調達等の有効活用				
・地方支分部局における取組のほか、市ヶ谷地区をはじめとした各地区においても近傍の部隊や機関の官署間での一括調達の拡大や対象品目の拡大に努める。 ・他省庁との共同調達の推進に努める。	継続	○	—	・引き続き、市ヶ谷地区をはじめとした各地区において、共同調達等の取組を推進し、対象品目の拡大等に努めた。 ・一例として 対象品目を対前年度5品目増(事務用消耗品)の拡大を図った。(前年度265品目)(本省)

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
●工事の調達				
・透明性・公正性を確保する観点から一般競争入札による調達を実施するとともに、低価格入札による品質低下を防ぎ、品質の確保を図るため、総合評価落札方式の導入を拡大を図り、ほとんどの案件において、一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)を適用するなど、適正な調達の実施に努めている。引き続き、取組を推進するとともに、調達の現状を踏まえた改善を実施し、より適正な調達に努める。	継続	—	—	・業界団体との情報交換等を踏まえ、多くの企業が入札に参加しやすい環境を整備することを目的とした建設工事の総合評価落札方式における評価対象に関する制度改正を行った。 ・引き続き、公平性・透明性の確保に留意しつつ、業界団体との情報交換等や地方支分支局の実施状況を踏まえ、更なる改善に努める。
●調達及び契約手法の多様化				
【総合評価落札方式及び企画競争】 ・総合評価落札方式又は企画競争の実施に当たっては、適切に実施しているところであるが、企画競争については、真に適切かつやむを得ないものであることが求められることから、企画競争に該当するような案件の調達に際しては、適宜、十分な検討を行い、より競争性のある契約方式への移行に努める。	継続	—	—	—
【クレジットカード決済に関する取組】 ・事務負担の軽減、割引制度の活用を期待し、海外出張経費等の精算、高速道路料金の支払い(ETCカード)において、引き続き、本取組の推進に努める。	継続	—		—
●人材育成、情報共有等				
・防衛省全体の調達改善等の重要性を踏まえ、内部部局、防衛装備庁をはじめ、各機関においては、調達に従事する職員に対して、職員の法令遵守意識の向上や任務遂行に必要な知識・技能の習得などを目的に各種研修等を実施しており、これら教育を通じて、調達業務の適正化に努める。	継続	○	—	・引き続き左記の取組を実施することにより、職員の能力向上や情報の共有化が図られている。 ・一例として、 防衛装備庁において、装備品等の調達に従事する職員を対象に、その責務を正しく認識させるとともに、任務遂行に必要な知識及び技能を正しく習得させるため、令和元年度に26コース・632人に対して教育を実施した。 なお、調達研修については、他機関の職員の受け入れも実施しており、防衛装備庁の有する調達に係る知見・情報の普及に努めている。

